

鎌倉市介護保険に関する送付先変更事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険の被保険者又は家族等が介護保険被保険者証（以下「保険証」という。）及び介護保険料額決定通知書（以下「通知書」という。）等介護保険に係る各種書類を住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による被保険者の住民登録地（以下「住民登録地」という。）以外で受け取ることができるよう、送付先の変更に関して必要な事項を定める。

(送付先の変更)

第2条 被保険者又は家族等は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、届出により送付先の変更ができるものとする。

- (1) 被保険者が特別養護老人ホームなどの施設等に入所しており、後見人又は親族等に送付することが適当と認められるとき。
- (2) 被保険者が特別養護老人ホームなどの施設等に入所しているが、当該施設が住民登録地でない場合に、入所先へ送付することが適当と認められるとき。
- (3) 被保険者が認知障害等により、適切に通知書を受け取れないことが考えられるため、後見人又は親族等へ送付することが適当と認められるとき。
- (4) 被保険者が住民登録地と実際の居住地とが異なる場合に、実際の居住地へ送付する必要があると認められるとき。
- (5) 被保険者が高齢者虐待（高齢者虐待の疑いを含む。）を受けた高齢者等で、住民登録地へ送付することで不利益を被るおそれがあると考えられるとき。
- (6) その他、市長が特に必要と認めたとき。

(送付先変更の届出)

第3条 前条の届出は、介護保険各種通知書送付先変更届出書（以下「届出書」という。）に必要事項を記入して行わなければならない。

- 2 届出書には、運転免許証、健康保険証等、届出者の確認ができる書類（以下「本人確認書類」という。）の写しを添付して行うものとする。この場合において、届出者が成年後見人であるときは、成年後見開始の審判書又は成年後見人登記事項証明書（写し可）を添付するものとする。ただし、窓口等で本人確認ができたときは、この限りでない。
- 3 被保険者に成年後見人が選任されている場合で、成年後見人以外を送付先に指定するときは、成年後見

人の承諾を得なければならない。ただし、届出者が成年後見人本人であるとき及び被保険者が死亡した場合は、この限りでない。

(送付先変更の取消し)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合には、送付先の変更を取り消すものとする。

- (1) 被保険者等から送付先変更の解除の届出があったとき。
- (2) 送付先に宛てた郵便物が返戻されたとき。
- (3) 虚偽による届出が判明したとき。
- (4) その他、市長が特に必要と認めたとき。

付 則

この要領は、平成24年7月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年6月26日から施行する

介護保険各種通知書送付先変更届出書

(あて先) 鎌倉市長

介護保険に関する送付物の送付先について、下記のとおり変更を届け出ます。

届出日	年 月 日	届出区分	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 解除
変更理由	<input type="checkbox"/> 施設入所または入院のため		<input type="checkbox"/> 認知症等により書類の管理が困難になったため		
	<input type="checkbox"/> 成年後見制度の対象者であるため		<input type="checkbox"/> 住民登録地と居所が異なるため		
	<input type="checkbox"/> その他特段の事情 ()				

① 被保険者情報

被保険者番号	0	0	0	0						
フリガナ					性別	男 女				
氏名					生年月日	明・大・昭	年	月	日	
住民登録 住所	〒			-					電話番号	()

② 届出者情報

フリガナ					電話番号	自 宅 :				
氏名						携帯電話 :				
住所	〒			-						
関係	<input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 成年後見人等 <input type="checkbox"/> その他 ()									

③ 送付先情報

上記の届出者を送付先とする (この場合、下記「送付先」欄は記入不要です。)

フリガナ					電話番号	自 宅 :				
氏名						携帯電話 :				
住所	〒			-						
続柄	<input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 成年後見人等 <input type="checkbox"/> その他 () ※被保険者に成年後見人が選任されている場合で、成年後見人以外を送付先にするときは、裏面の承諾欄に成年後見人の承諾を得たうえで届出書を提出してください。									

④ 送付先変更内容等

送付先変更内容 (※右欄にチェック)	<input type="checkbox"/> 要介護認定に関する書類 (被保険者証、認定結果通知、負担限度額認定証等) <input type="checkbox"/> 介護保険料・介護保険給付に関する書類 (保険料額決定 (変更) 通知書、納付書等・給付費支給決定通知書等)
添付書類 (※詳細は裏面参照)	① 運転免許証・健康保険証等、届出者の確認ができる書類 ② (届出者が被保険者の成年後見人等である場合は) 成年後見等開始の審判書又は成年後見人等の登記事項証明書 (写し可)

※裏面のご案内もご確認ください

○介護保険各種通知書送付先変更届出書に係る承諾欄

※被保険者に成年後見人が選任されているが、成年後見人以外を送付先にする場合にご記入ください。

私は、表面に記載のある介護保険各種通知書の送付先の変更について内容を確認したので、送付先を変更することについて承諾します。

年 月 日 成年後見人 住 所 _____
氏 名 _____

介護保険各種通知書送付先変更届出の手続きのご案内

1. 送付先の変更手続に必要な書類について

- ① 介護保険各種通知書送付先変更届出書
- ② 届出者の本人確認書類1点（郵送で申請する場合は写しが必要となります）
EX) 運転免許証（裏面の住所変更欄含む）、マイナンバーカード、住基カード、健康保険証等
- ③ 届出者が成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人の場合、後見（保佐・補助・任意後見）開始の審判書（写）又は登記事項証明書（写）

2. 送付先を変更する上での注意事項

①	送付先を変更するにあたっては、必ず事前に本人及び届出者以外の家族・親族等に知らせてください。 また、現在送付先を変更してあり、改めて送付先を変更する場合又は送付先変更を解除する場合は、現在の送付先となっている方の同意を得てください。
②	届出書が提出されたとき、すでに発送準備の整っている書類は、変更前の住所に届くことがあります。
③	届出書の記載等に不備があった場合は、届出を受けることはできません。必要に応じてその旨をご連絡させていただきますので、ご了承ください。 また、次の場合に該当するときは、送付先変更を取り消す場合があります。 ・虚偽による届出であることが認められた場合 ・変更した送付先に書類が届かない状態が続いた場合 ・その他、市長が必要と認めた場合
④	次の場合、速やかに届出をしてください。 ・送付先の住所が変更となったとき ・送付先となっている方が亡くなったとき
⑤	この届出は介護保険関係書類のみの送付先変更となります。各種税関係書類や、後期高齢者医療関係書類等の送付先変更を希望する場合は、各担当課にお問い合わせください。

◎事務処理欄（本人確認書類）	受付	入力	確認	高額
免・パ・住カ・保険証・社員証・職員証・その他（ _____ ）				